

工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領

平成25年4月15日
県土整備部管理課

第1 目的

この要領は、県が発注する建設工事請負契約の履行に当たり、宮崎県工事請負契約約款（平成8年告示第515号。以下「約款」という。）第10条第3項に規定する現場代理人が工事現場における常駐を要しない期間において、受注者の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 兼務が可能な条件

発注者は、工事現場の適切な運営・取締りの確保の観点から、工事現場で実際に作業等が行われている期間においては、受注者の現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めないものとし、次の条件を全て満たす場合においてのみ、兼務を認めることができるものとする。ただし、工事の難度や付近の交通の状況等から、兼務させることが適当でないと判断する場合は、この限りでない。

1 兼務が可能な期間等

兼務が可能な期間等は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 工事の全部の施工を一時中止している期間中に、兼務しようとする工事が完成する見込みである場合
- (2) 兼務しようとする工事と作業期間が重複せず、かつ工事現場の保全等の観点から発注者が支障がないと判断する場合

2 兼務が可能な工事

兼務が可能な工事は、原則として県発注工事とする。ただし、国又は市町村等が発注する工事について、当該国又は市町村等が兼務を認めており、かつ県が適当と認める場合は、当該国又は市町村等の工事と兼務することができるものとする。

なお、3の(1)に定める「監督員が指示した場合は、速やかに当該工事現場に向かうこと」を担保するため、概ね1時間以内に当該工事現場に戻ることできる範囲内に工事現場がある工事に限り、兼務を認める。

3 その他の条件

受注者は、現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務するに当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 監督員と現場代理人とが携帯電話等により常時連絡が取れることとし、監督員が指示した場合は、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうこと。
- (2) 作業等が実施されておらず、現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。

第3 兼務申請等の手続

兼務申請等の手続は次に定めるところによる。

- 1 受注者は、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務しようとするときは、発注者に対し、現場代理人兼務申請書（別記様式第1号）を提出して承認を受けるものとする。
- 2 発注者は、申請書の内容について審査し、その結果を現場代理人兼務承認（不承認）通知書（様式第2号）により、受注者へ通知するものとする。
- 3 受注者は、兼務しようとする他の工事について発注者の承認が得られないなど、兼務しないこととなった場合は、現場代理人兼務取下書（様式第3号）を発注者に提出するものとする。

第4 兼務承認の取消し

兼務承認の取消しに係る手続及び取扱いについては、次に定めるところによる。

- 1 発注者は、次の各号に該当する場合は、現場代理人兼務取消通知書（様式第2号）により、兼務の承認を取り消すものとする。
 - (1) 事故等が発生し、又は発生するおそれがあるなど工事現場の適正な運営・取締りに支障があると判断した場合
 - (2) (1)の場合のほか、受注者が第2に掲げる条件を満たしていないことが判明した場合
- 2 受注者は、1の規定により取消しを受けた場合において、現場代理人が引き続き発注者の業務を実施することができないときは、新たに現場代理人を配置するものとする。
- 3 受注者は、2の規定により新たに現場代理人を配置するときは、1の(1)による取消しの場合は通知を受けた日から7日以内に、1の(2)による取消しの場合は通知を受けた日から14日以内に、それぞれ新たな現場代理人を配置しなければならない。
- 4 受注者は、新たに現場代理人を配置するまでの期間は、当該工事現場における全ての作業等を中止するものとし、中止により工期内に工事を完成することができないこととなった場合は、約款第45条第1項の適用を受けるものとする。
- 5 発注者は、受注者が3に規定する期限を過ぎてもなお新たな現場代理人を配置しないときは、約款第46条第1項第4号の規定により契約を解除することができる。

附 則

この要領は平成25年4月15日から施行する。